

(参考)

最高裁判所長官の代理に関する規程（昭和二十二年最高裁判所規程第三号）

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、毎年十二月裁判官会議の議によりこれを定める。

前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

裁判官会議議事録（抄）（昭和二十二年八月二十三日）

一　長官以外の裁判官の席次は、先任順に従うこと。ただし、同時に任命せられた者の間においては年齢順に従うこと。